

令和6年第2回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年2月26日 午後2時00分から午後4時00分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	欠		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	小川 邦雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 6名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	欠	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	欠	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田 全弘	主 事	蛭間 祐貴
主 任	藤野 泰弘		

9. 開 会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和6年第2回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 黒川 英巳 委員 新井 雅之

11. 議決事項及び議事の要領

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件の所在地は紺屋の門田です。地目は田で地積は972㎡です。

譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は売買による所有権移転です。現地調査の結果、農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業にも従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れもないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2 番案件の所在地は紺屋の大田です。地目は田で地積は840㎡です。

譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は売買による所有権移転です。現地調査の結果、農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業にも従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れもないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

3 番案件の所在地は石井の船橋、外2筆です。地目は田で地積は合計で2,800㎡です。

譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は売買による所有権移転です。現地調査の結果、農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業にも従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れもないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

4 番案件ですが、現地調査の結果、申請地内に2つほど建築物が建てられていることが分かりました。これらはいずれも、農地法上の許可を受けていない倉庫であることが、判明しました。

事務局から代理人に、これらの倉庫が許可を受けられる状態になるか、撤去されない限り、農地法第3条による許可がなされない旨を伝えたところ、代理人から今回の申請を取り下げたい旨、今日連絡がありました。

このことから、この案件は、取り下げとさせていただきたいと思います。

議 長 4 番の案件は取り下げとなりますので、今回の審議はなし、ということになり

ます。

担当地区より説明をお願いします。

1～2番 三芳野地区 中里委員

3番 勝呂地区 野口委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人は、市内で手広く農業をしている法人です。譲渡人は、3年前にご主人が亡くなりましたが、亡くなる前から奥さんは農業ができないので、譲受人に農地を譲りたい旨を話していたとのことです。

2番案件は、1番案件の譲受人である法人の経営者が、個人で譲り受けるもので、譲渡人は同一であり理由も同じです。

いずれの案件も、小委員会では問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 3番案件の譲受人は、息子さんと共に営農しており、島田地区に居住していますが、石井地区でも耕作しており、稲作を主とした専業農家です。

譲渡人は、高齢で農業機械を持っておらず、譲受人に作業を頼むこともあったようです。

申請地は、私が耕作している所の近隣であるので、よく状況を見ておりますが、管理に問題はないと思われます。

以上のことから営農に問題はないと思われ、小委員会では問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請については許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第4号については許可と決定します。

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は横沼の後原方です。地目は畑で地積は333㎡のうち150.97㎡です。

申請人につきましては、坂戸市横沼にお住まいの方で、4月にあります市長選挙に立候補することになったとのことです。選挙事務所の駐車場がないため、農地を駐車場に一時的に転用したいとのことです。なお、転用の期間は令和6年4月30日までとし、期限が来ましたら農地へ復元するとのことです。

先日現地確認しましたが、適正に管理されているのを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます

また、一般基準を満たしており、全額を自己資金で賄い、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水についてはプラスチック板を敷いてその上に駐車

するということですが、板と板の間に隙間を設け下の土に雨水を浸透させる形で処理をするとのことですので、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第4条第6項各号には該当せず、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
三芳野地区 栗原 一雄委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 申請地は自宅と続いており、今回選挙に出るために駐車場に転用することですが、プラスチックの板を敷いて農地を保護し、選挙後速やか撤去するようです。

周辺農地への営農に支障が無いと思われることから、小委員会では転用はやむを得ないとの結果になりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第5号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第5号は、許可相当と決定します。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに1番から5番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は中小坂の金山です。地目は畑で、地積は315㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は青木の清進場、外2筆です。地目は畑で、地積は合計で497㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農

地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当し、集落接続のある農地と考えます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番案件の所在地は塚越の宿西、外3筆です。地目は畑で、地積は合計で307㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番案件の所在地は戸宮の清水橋です。地目は畑で、地積は157㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、建築予定地の北側のおおよそ半分が宅地で、契約の内容は所有権移転です。

この案件は、昨年12月の総会で、計画変更の承認についてご審議いただき、県が計画変更を承認したため、今回5条許可の申請がされたものです。

計画地は、道路に面した手前が宅地で奥側が農地ですが、現地調査の結果、申請地である農地は、適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番案件の所在地は戸宮の東原、外1筆です。地目は畑で、地積は合計で175㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、建築予定地の北側のおおよそ半分が宅地で、契約の内容は所有権移転です。

計画地のうち半分は宅地であり、現地調査の結果、宅地の部分に砂利が敷いてありましたが、申請地である農地は、適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適

合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1 番 三芳野地区 中里委員
2 番 三芳野地区 栗原 一雄委員
3～5 番 勝呂地区 小島委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1 番案件の申請地は、昨年 1 2 月に審議した場所の近隣で、譲渡人も同一です。譲渡人は、ご主人が亡くなり、農地を全て相続しました。申請地には梅の木が生えていましたが、全て伐採したようです。
周囲はすでに住宅が建てられ、周辺農地に影響が無いと思われることから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委 員 2 番案件の申請地は、草刈・耕うん等の管理がされております。排水については問題なく、周辺農地への影響は無いと考えます。
小委員会では、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委 員 3 番案件の譲受人は、ご家族と東坂戸団地にお住まいで、県警の高速隊で勤められています。申請地周辺は、家庭菜園程度の営農しか見受けられず、近隣農地への影響は無いと思われることから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

4 番案件は、昨年 1 2 月に計画変更の承認について、皆様にご審議いただいたものです。申請の内容は、計画変更の承認の際と同じです。

申請地周辺は住宅が建っており、近隣農地への影響は無いと思われることから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

5 番案件の譲受人は、譲渡人息子さんです。家を建てる際に親御さんに相談したのですが、手頃な土地が無く、自宅敷地内の宅地と農地を活用し、家を建てることにしたとのこと。相談の際に指摘された点については、是正したとのこと。

近隣農地への影響は無いと思われることから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 1 番から 5 番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、続いて 6 番から 1 1 番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

6 番案件の所在地は浅羽の上宿、外 2 筆です。地目は畑で、地積は合計で 8 0 m²です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場で、契約の内容は所有権移転です。浅羽にある特別養護老人ホームの駐車場が不足いることから駐車場を増やすため、農地転用の申請を行ったとのこと。

現地を確認しましたが、農地は通路部分のみとなっており、草が生えておりますが、転用を行うことによって是正がされるため、問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理となっているため、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7番案件の所在地は片柳の吉田前、外1筆です。地目は田で、地積は合計で346㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

8番案件の所在地は片柳の吉田前、外1筆です。地目は田で、地積は合計で300.25㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

9番案件の所在地は堀込の村中です。地目は畑で、地積は482㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場で、契約の内容は所有権移転です。譲受人は、一昨年堀込に工場を新築し稼働しておりますが、現在の工場敷地では十分な駐車スペースが確保できず、従業員の駐車場が不足するため、農地転用により駐車場の確保を計画したとのことです。

現地調査の結果、申請地は防草シートが敷いてあり、適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

10番案件の所在地は北峰の西浦、外1筆です。地目は畑で、地積は合計で300㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

11番案件の所在地は北峰の西浦、外2筆です。地目は畑で、地積は合計で320.61㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
6番 坂戸地区 鹿ノ戸委員
7～8番 坂戸地区 松永委員
9～11番 入西地区 齊藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 6番案件の譲渡人は、3人とも市内にお住まいで、農業に従事しています。申請地は現在休耕状態で、市街化区域に近く、北側と西側は住宅に囲まれており、周辺農地への影響は無いと考えます。また、申請地と隣接する道路は2項道路ですが、現況と変わりません。

小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 7番案件と8番案件の譲渡人は、昨年12月にご審議いただいた案件と、同一です。本人は、田んぼに水を入れるために、井戸を手作りで作ってしまうほどの努力家です。しかし、ここ数年体調不良であり、周囲に住宅が建ち始めたことから、営農を諦めたとのこと。

そのような状況なので、小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 9番案件の申請地を確認したところ、防草シートで覆われ管理はされていましたが、数年前から耕作されておられません。譲渡人は、ご主人を数年前に亡くされ、お子さんと二人暮らしですが、本人はほとんど農業をしません。本人には今後も耕作する意思は無く、お子さんもうできないとのことでした。

近隣農地への影響については、雨水排水の処理については、先程の事務局の説明のとおりなので、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

10番案件と11番案件の譲渡人は同一なので、一括で説明します。譲渡人の一人は、ご主人と二人暮らしで、ほとんど耕作したことが無く、今後もうできないとのことでした。

申請地はきれいに管理されており、隣接する農地には南側からも入ることができるため、周辺農地への影響は無いと考えます。このようなことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はいかがでしょうか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第6号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第6号は、許可相当と決定します。

議案第7号 農用地利用集積計画について

議長 議案第7号 農用地利用集積計画について審議します。なお、議案書25ページの2番については、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規程による議事参与の制限に該当するため、初めに2番を除いて審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

2月分の農用地利用権設定申出は、更新がなく新規のみで、13件、45筆で、面積は36,426.00㎡です。新規の内訳はすべて一般分です。また、合意解約は、一般分のみで3件、6筆、6,000㎡です。

これらにつきましては、議事参与制限分を含めた数字となっており、令和6年3月1日設定後の利用集積面積は、合計3,382,282.45㎡となります。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等ありませんか。

無いようですので、採決を行います。

議案第7号農用地利用集積計画についてのうち2番を除いた案件については、原案のとおり決定いたしたいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第7号農用地利用集積計画についてのうち2番を除いた案件については、原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、2 番について審議いたします。
議事参与の制限を準用する農業委員には、退席をお願いします。
暫時休憩します。

(休憩 該当委員退席)

議 長 再開いたします。2 番について事務局より説明してください。

事務局 2 番の案件については、農業委員の親族が関係する案件となっており、内容については、25 ページの記載のとおりとなります。

議 長 ご質疑等はありませんか。

議 長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。
議案第 7 号農地利用集積計画についてのうち 2 番については、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第 7 号農地利用集積計画についてのうち 2 番については、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩とします。

(休憩 該当委員着席)

議 長 再開します。

報告第 2 号 専決処分の報告について

議 長 報告第 2 号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第 2 号ですが、1 月の専決処分は、農地法第 3 条の 3 の届出 7 件、農地法第 5 条の農地転用届出 3 件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和 6 年第 2 回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和6年2月26日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員